

法

61

鐵奧
道羽
淺
舞
線
敷
設
意
見
書

301113-000-6

法-61

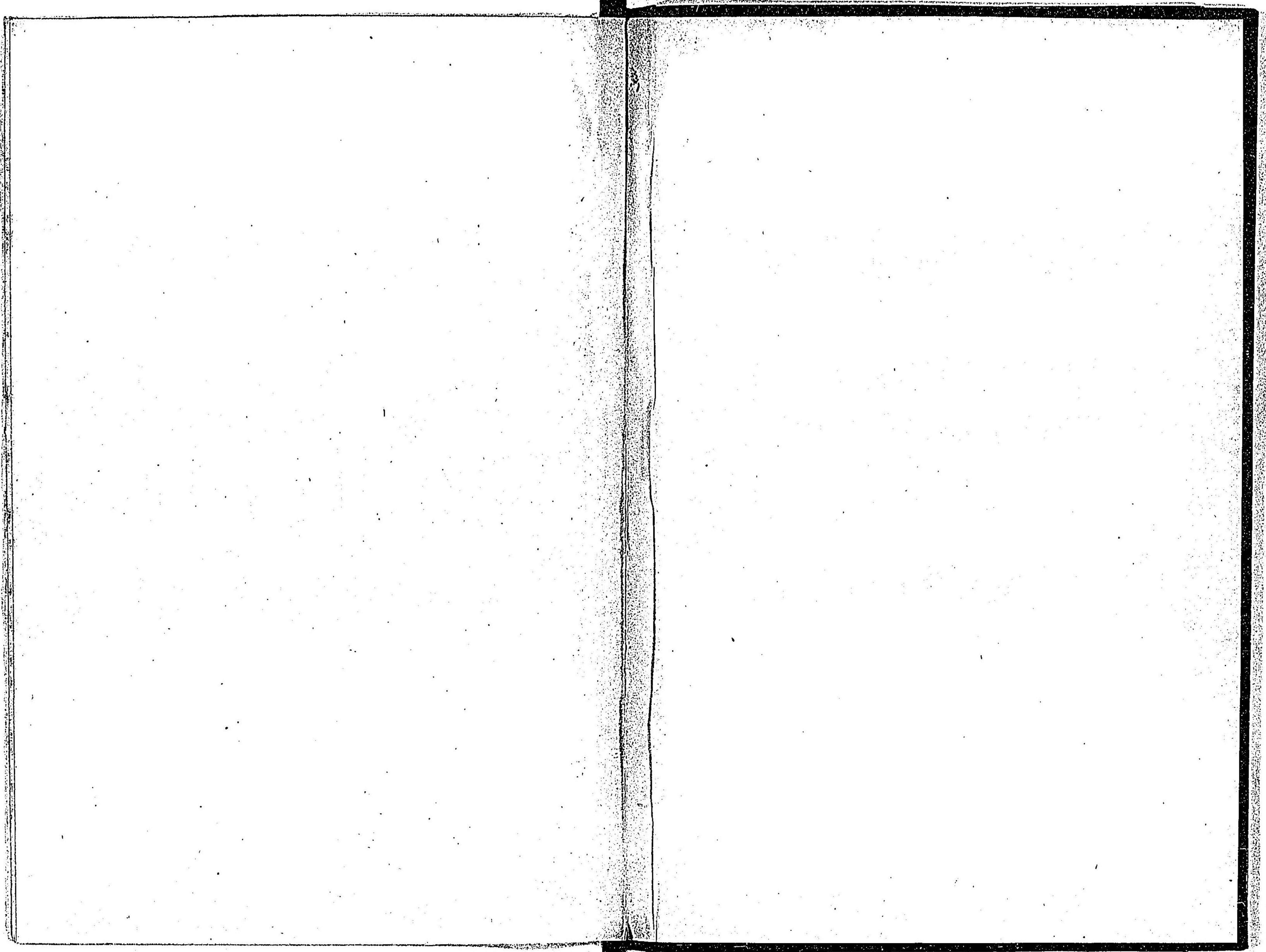
奧羽鐵道淺舞線敷設意見書


土田弘敏/編

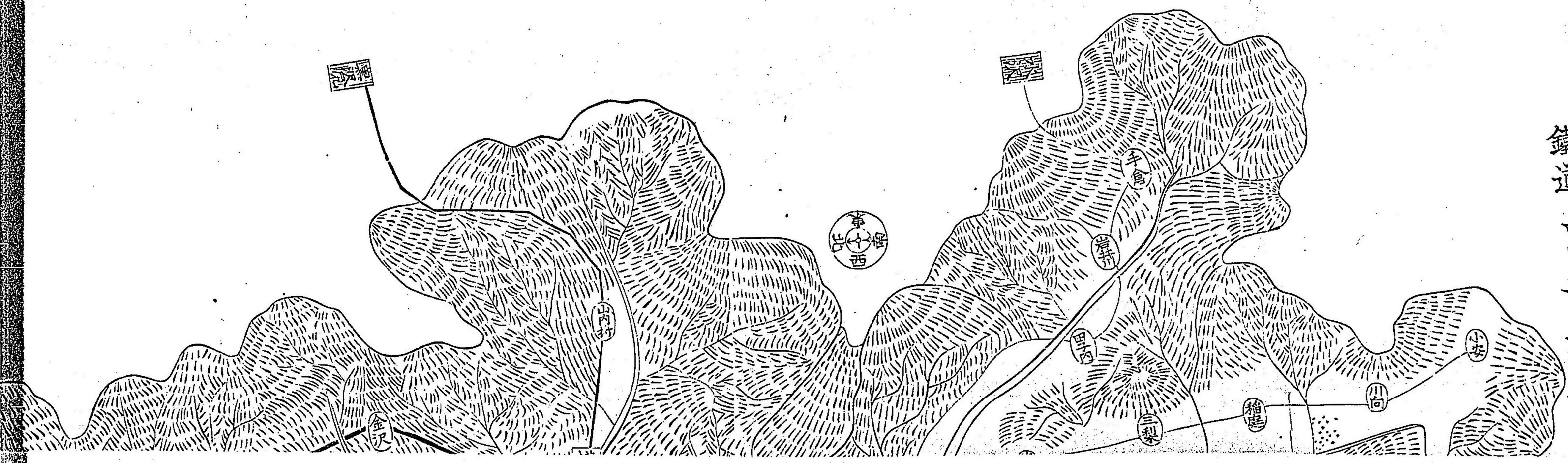
M26.1

CDF-0002

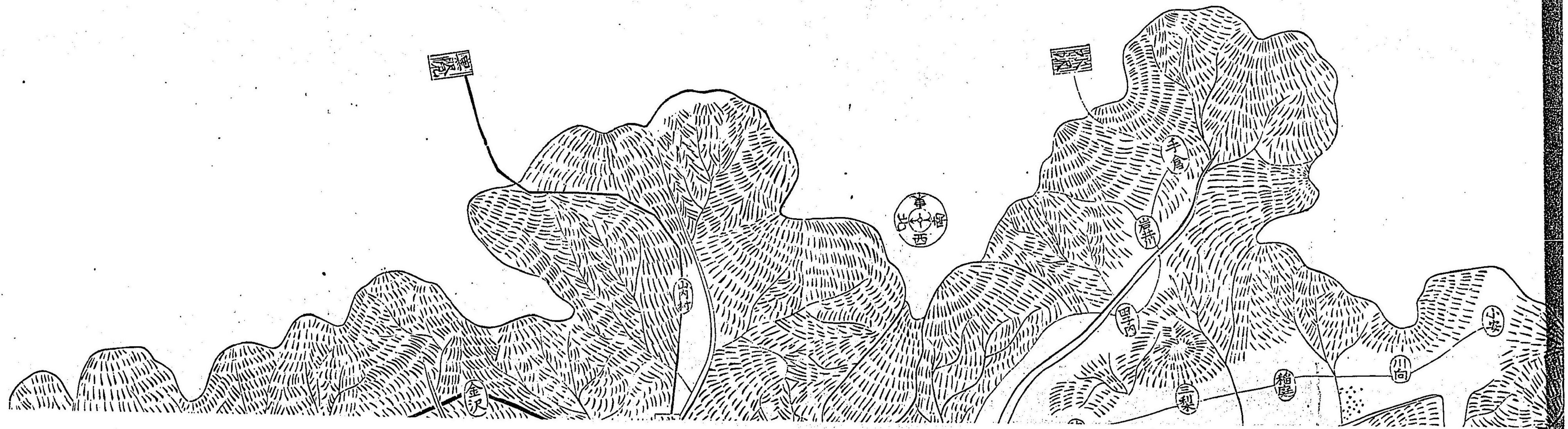
LE 000 000








奧羽
鐵道
淺舞線敷設



舞線敷設圖



凡	例	鐵道	支道	縣道	國道	川	澤	溝



法-61

19166/100

鐵與
道羽
淺舞線敷設意見書目錄

緒
言

第一章 淺舞線と横手線

第一 工事上の比較

第二 經濟上の比較

第三 軍事上の比較

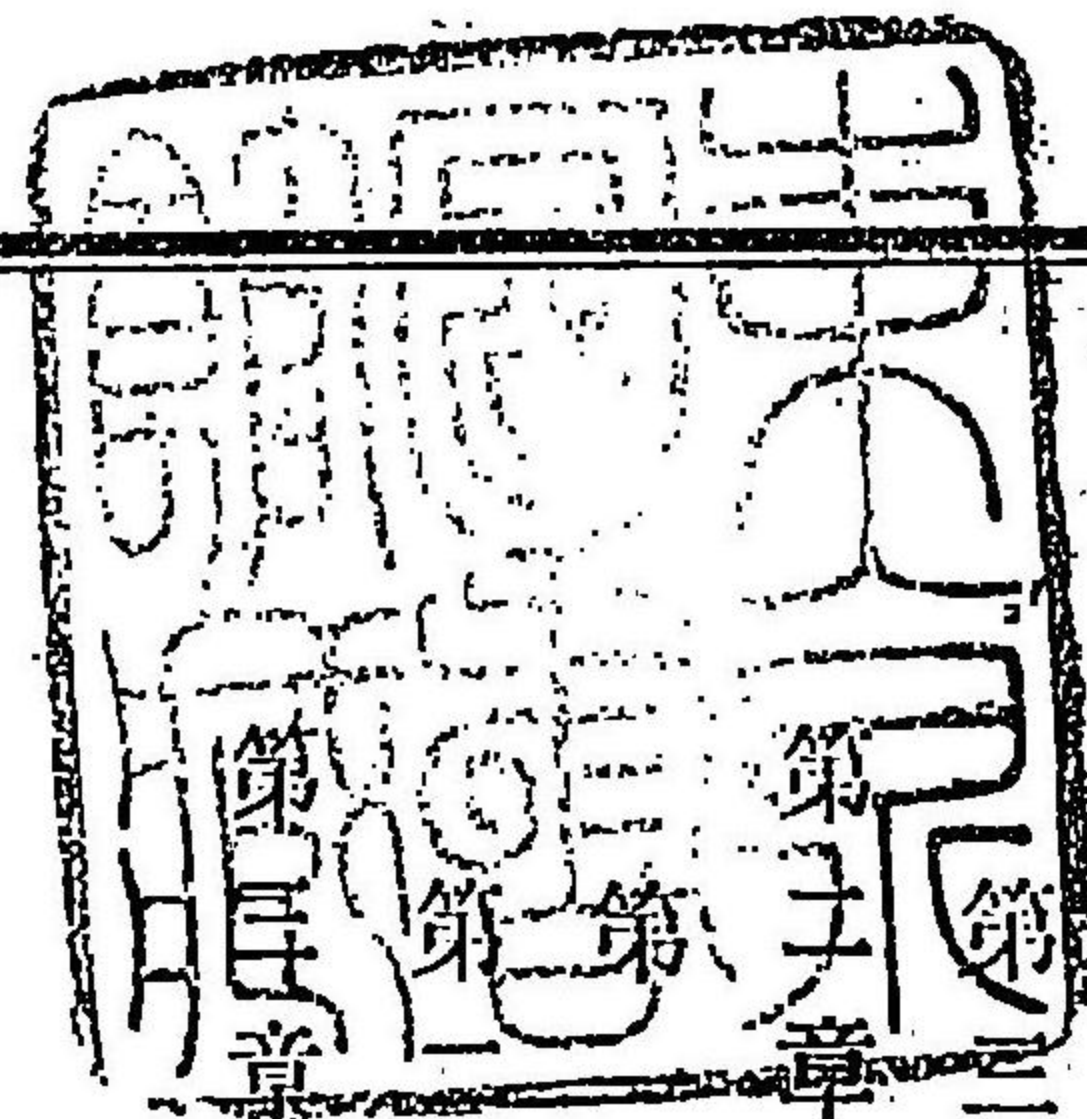
第四章 淺舞線踏査の結果

第五章 淺舞線の主張點

第六章 小川技師踏査の結果

餘論

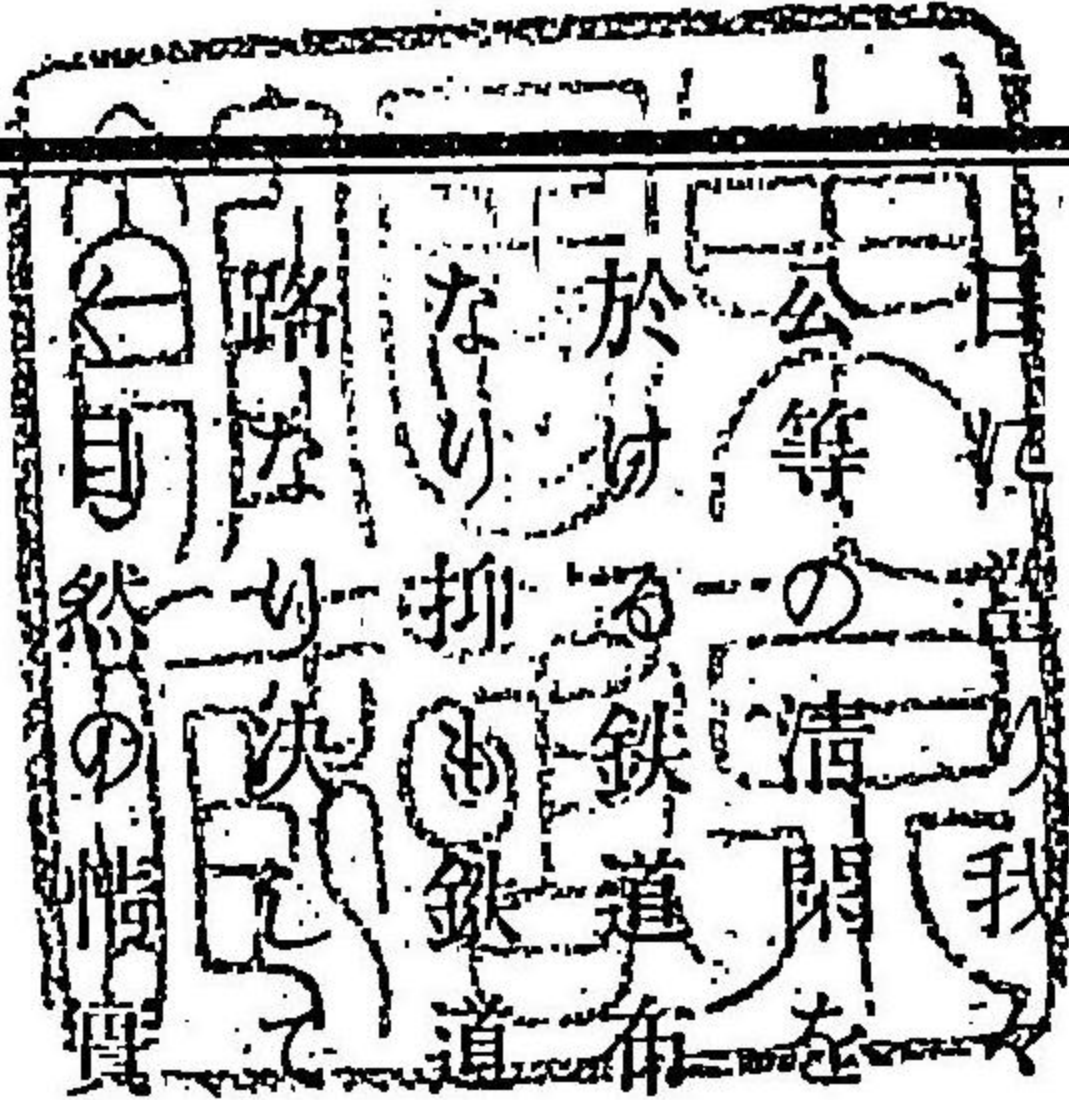
目錄終



鐵道淺舞線敷設意見書



鐵道敷設法既に發布せられ鐵道會議既に開かれ地方線
 路の測量も全く其功を罪へ各技師既に都門に歸來せる今
 淺舞の民千里を遠じとせすして京に上り諸
 公等の清閑を煩はさんとする所以のものは實に我地方に
 於ける鐵道敷設の件に付き默正すべからざる事情あれば
 なり抑も鐵道は國家交通の機關なり即ち一の國道なり公
 路なり決して一地方一町村に私すへきものにあらず宜し
 利益を謀るへきなり之を以て我淺舞地方の民は決して一
 私の偏見僻論を以て諸公の前に説くことを爲さず只將に
 國家公共の眞利害を考へ横手線と我淺舞線とを比較して



何れの線路が最も鉄道布設の目的に適ひ何れの路を取る
か最も鉄道布設の實功を奏し得べきやを論言し之を以て
諸公の一顧を煩はさんとす幸ひに私利偏見の輩進んで諸
公の清閑を汚すものとなすなくんは本懐なり
第二章 淺舞線と横手線
淺舞線と稱するは秋田縣雄勝郡湯澤町より平鹿郡淺舞村
の東部を経て角間川を過ぎ仙北郡大回町に達する線路な
り
横手線と稱するは秋田縣雄勝郡湯澤町より平鹿郡横手町
を経て仙北郡大回町に至る國道に沿ひたる線路なり
右兩線の中何れを取りて便利とすべきや請ふ之を下の事
實に詳かにせん

第一 工事上の比較

鐵道を布設するに當り第一に注意すべきは工事の難易是
れなり蓋し鐵道布設の事たる大工事にして其費用亦た尠
少にあらず之を以て宜しく其工事の易くして其費用の輕
少なるを撰ふべきなり今淺舞線と横手線とを對比し來
りて何れが最も工事の都合よきかを觀るに淺舞線の平夷
にして且つ捷路たることは何人も許す所なり現に横手の
住民も雖も猶此點に於ては淺舞線に著を輪せざるべか
らずと自白せり今試みて其理由を述べん
鐵道布設工事上先づ問ふべきは線路の長短に在り此點に
於ては猶弓と弦と何れか近きやを爭ふか如く淺舞線の短
くして横手線の長きことは殆んど云ふを待たざるなり即
ち別圖(參謀本部實測圖に據る)にも示せる如く横手線は湯澤町より岩崎
十文字、醍醐、横手、陸成、金澤、等を経て大回町に至るものなれ

は其經過する處弓形をなし其線路凡そ廿三哩余に及ぶ而
して淺舞村は湯澤町より森、二井田、鼎、上鍋倉、淺舞、下吉田、田
根森、角間川、追分、等を経て大圃町に通する一線にして其經
過する所湯澤より大圃町まで一直線となし眞に横手線の
弓に張りたる絃の如きなり故に其哩數も僅か十七哩に
て横手線より近きこと六哩余なり
次に觀察すへきは道路の難易如何に在り此點に於ても
嶺と原野と何れか平夷なるかを争ふが如く殆ど論するに
足らざるなり即ち淺舞線の過ぐる所は平野にあらずんば
則ち田圃にして其道の平々坦々たること殆んど砥の如し
と謂ふへし試みに其經過する所を見るに森野、富澤野、十五
野、十六石野、五味川野、田村野、角間野、等を始め平原曠野連續
し而して田圃其間に轉綴す之に反して横手線は馬鞍山御

嶽山の山脚或は山^丘陵を過ぎ其通路の平夷ならざるは勿論
殆ど皆丘陵溪谷の間を通するものと謂ふへし其難夷固よ
り淺舞線と日を同ふして語るべからず
道路の難夷長短に次て問ふへきは線路障礙物の多少に
て假へば橋梁の如き積雪の如き是れなり此點に就ては兩
線の優劣は一目瞭然たり則ち淺舞線の通路に當りて障
物と見るべきものは只た皆瀬角間の兩川のとなりと雖も
横手線にありては皆瀬川、横手川、小刀堰、厨川の四つ其障
物たり之を以て淺舞線は三ヶの橋梁にして足るも横手線
は四個の橋梁を架せざるべからず特に其架設工事に至り
ても横手線に當る諸川中横手川は屢々横手近傍に汎濫し
橋梁を破壊することも屢々なり隨て其橋梁も亦た特別の
費用と注意を加へざるべからず故に橋梁の一點に於て

も淺舞線の利便なるのみならず積雪の障害に至りても淺舞線は横手線より遙に幸福の地位に立てり
北國地方に在りては鐵道線路に一種特別の障碍あり即ち積雪の害是れなり然れども積雪の害は平野に少なくして山間に甚たしきことは何人も知る所なり蓋し平野に在りては疾風時に至りて地上の堆雪を一掃するのみならず雪除けの爲めに要する長廊下の如きも其架設の容易なること言を待たず山脚若くは山間に在りては積雪の害夥しく時に或は山上の堆雪風と共に墮落することあり其雪除けの如きも其施設特に困難なるハ數の免れざる所なり而して淺舞線は實に平夷なる田野を通じ横手線ハ山脚若くは丘陵の間を通するを以て積雪の障碍は兩線何れに多きや三尺の童子も知り得へし特に融雪の時節も淺舞線の平坦

地は横手線の山脚地より速かにして例年の經驗に因れば概して一ヶ月の差あり爲めに流車の運轉に及ぼす利便幾何をや

第二 經濟上の比較

工事上の諸點に就ひては淺舞線實に一点の批難なく其横手線に優ること萬々なり然らば經濟上の點は如何請ふ更に之を述べん
今ま經濟上の利害得失を比較するに當りて先づ國家全体の觀察を加へん夫れ鐵道の要は主として交通の機關を機敏にし以て殖産興業の利便を増すにあり軍事上の利害は吾輩の知る所にはあらざれども凡そ鐵道を布設するに當りては須らく地方殖産興業の中樞地を貫通すへし徒らに舊來の宿驛を追ふて殖産興業の干涉薄き地方を經過せし

むへからず是れ敢て余輩の説を待たざる所なり然るに不幸にして我か地方鐵道線路測量の結果を見るに或は舊來の國道に拘泥するか如き形跡なきにあらす試みに之を我平鹿郡に見るに横手は國道に蔽ると雖も封建割據の世に道を險要に取りたる流弊より平鹿郡の東部に偏在するを以て平鹿全郡の富と民口とを統轄する能はず爲めに封建の當時國主佐竹家より特に役屋をへ淺舞に設け郡の行政財政司法の三事を所理せしめたりといふ蓋し淺舞の地たるや平鹿郡の中央に位し東は黒澤尻に通し西は由利郡本庄港に達し南は十文字の國道に至り他日岩井川の新道開鑿の上は一直線に仙臺に達すへし北は則ち角間川より追分に至り國道に出で秋田に通すへし此の如く四通八達之地たるのみならず物産の饒多なること實に平鹿郡に冠

たり
抑も秋田縣下に在りて第一等の養蚕地は何れなりやと問はば何人か雄勝郡及び平鹿郡に指を屈せざるものあらんや而して平鹿郡養蚕の中樞地は中央部即ち淺舞の近傍に在り米穀の如きも其品質は精良に其産額は多く秋田縣下一二を争ふものにして是れ亦淺舞地方其の中樞たり其他の諸物産に至るまで皆是れ平鹿郡の中央部即ち淺舞地方を主産地とせざるなき其産額は別表之を明にす
右の如く物産の点に於ても淺舞地方其中樞にして横手は到底平鹿郡の中原に力を有する能はざる地勢なり是を以て横手近傍より産する物品ハ甚だ尠く只淺舞地方の産物を集散するに過ぎず
更に人口の粗密消費力の厚薄より見るも横手町は人口一

萬余を有すと雖も其四近は皆山地なるを以て鐵道附近の人口を總計すれば甚だ多からず之に反して淺舞は人口五千余の一村落なりと雖も陰然平鹿郡中の牛耳を執り他の村落は皆淺舞を中樞地として往來するのみならず由利郡八万余の人口も亦淺舞地方を大得意として來往織るか如し之を以て平鹿郡繁華の中心点にして全く横手を離れ淺舞に至らば其由利郡と中樞地との距離は五六哩接近し其交通は一層の便利を加ふること必然なり
由利郡との交通便利に赴くと共に將來平鹿郡に及ぼす利益は殆んど測るへからず試みに其一端を説かんか平鹿全郡に消費する水産物は皆な之れを由利郡に仰く然るに鮮魚に至りては寸時を争ふて之れか賣買を爲すを以て一旦之を横手に送り更に平鹿郡の消費者に頒つとせば其集散

賣買に手数を要するは勿論なり若し之を平鹿郡の中樞たる淺舞に於て集散したらんには其便利なることは明かなり即ち五六哩の運賃勞力時間を節するのみにても其利便推知すへきなり
當に交通運搬の利便を見るのみならず今日平鹿郡は桑の産出少なくして養蚕に充分の力を致す能はずと雖も幸ひに鐵路淺舞に敷設せられなは山形縣若くは秋田市地方より桑葉を輸入し以て大に養蚕に力を用ふることを得へし此の如き大利は一々數ふるに違あらず要するに貨物集散の中心を郡の中央に移すあらは全郡の需要供給を遺憾なく充たし得へしといふに在り

第三 軍事上の比較

既に工事上及び經濟上の二点に於て淺舞線の利なるを述

たり而して軍事上の点は吾輩の知る所にあらざるも其梗概を言は、蓋し兩線共に日本海岸を去ること三十哩の所に在るを以て海上の砲撃に恐れなきのみならず東は羽前國界の深山大嶺を控ゆるを以て外敵襲來の日に於て深く顧慮すへきなし只夫れ北地の要衝たる青森或は北海道に兵を送るに當り仙臺青森間の線路は海岸を距る遠からずして時に或は外敵に破壊せらるゝの恐あるを以て万一の危機に際し奥羽線を利用するに至らば遠くして且つ障害多き横手線を取らむよりは近くして且つ障碍少なき淺舞線を取るを至便とす即ち兵士の集散糧仗の運搬物品の徵發等百般の利便は淺舞線に在りて存す

第二章 淺舞線踏査の結果

第一章に陳述する所を見れば淺舞線と横手線の是非得失

は明なるへし今更に其主張点を列擧して後に小川技師が淺舞線を踏査したる顛末を一言すへし

第一 淺舞線の主張点

淺舞線の主張点は大要左の十五点に在り

工事上の利点

- 甲 淺舞線は横手線より六哩短し
- 乙 淺舞線は横手線より悉く平夷なり
- 丙 淺舞線は横手線より橋梁少し
- 丁 淺舞線は横手線より雪害少し
- 甲 淺舞線は平鹿郡の中央を貫通す
- 乙 淺舞線は四通五達の便利あり
- 丙 淺舞線の附近は物産饒多なり
- 丁 淺舞線は大に養蚕に助けあり
- 戊 淺舞線は貨物の集散に便利あり

經濟上の利点

己淺舞線は由利郡との交通を盛にす

庚淺舞線は平鹿郡の需要供給を公平にす

辛淺舞線は殖産興業に至大の關係あり

甲淺舞線は海岸に遠し

軍事上の利点 乙淺舞線は兵士糧仗の運搬に速かなり

丙淺舞線は物件徴發に便あり

右の利点は淺舞線に備はりて横手線は僅に其一二を有するのみ猶ほこれを別表に詳かにせり

第二 小川技師踏査の結果

右の如く淺舞線には掩ふへからざる利便備はるを以て先きに小川技師の奥羽線を踏査して院内に至るや淺舞地方の通路平夷短程にして横手地方に優るを知り始め横手線の踏査に意ありしに拘はらず道を轉じて淺舞線を踏査す

るに至れり此に於てか横手線沿道の人民は大に驚き百方奔走する所あり然るに小川技師は踏査の結果益々淺舞線の利あるを知り測量を爲すに當りても亦た淺舞線を取り角間川に至りしも横手地方人民の懇請黙止し難きものありしか遽に道を横手方面に轉じ横手線路を測量するに至りり而して淺舞線の測量へ遂に降雪の爲に果さず今に至るまで空しく踏査の儘に放棄せられ殆んど無視せられんとす思ふに政府諸公の國家の利害を觀るに急なる必ずや事の一地方に在るを問はず國家全体の利害を考へ更に我が淺舞線ヲ採用せらるゝの日あるへしと雖も區々の志自から忍ぶ能はず是を小にしてハ我が地方の盛衰を憂ひこれを大にしては國家數万の資を投じて鐵路を通するの利全からざるを恐れ敢て自から進んで淺舞線の横手線に優

ることを諸公の前に説く幸に志の切にして辭の達せざるを高諒せられんことを祈る

第一章 餘論

余輩は更らに一章を費やして我か淺舞線に反對する論者の謬説を排せざるへからず
論者曰く鉄道布設法奥羽線第三項に「岩手縣下黑澤尻若くは花巻より秋田縣下横手に至る鉄道」とあり又た第一期線路第四項中に「山形縣下米澤及び山形秋田縣下秋田」云々とあるを以て幹線へ横手を經由するの明文なきも岩手より來れる枝線に接續する一線は當然横手を經過せざるへからずと然れどもこれ附會の説なり何となれば第一期線たる福島青森間は實に幹線にして鐵道中の脊髄と稱すへきものなれば尤も其撰擇を慎まざるへからず故に假令法律

上に明文あるも猶ほ之を働かすの必要なしと謂ふへからず況んや彼の黑澤尻若くは花巻より横手に至る鐵道であるは只た枝線の經過地を示せるのみ之を以て幹線は横手に設くへしと主張するを得ざるなり故に強て法律の文面を守らむとせば淺舞を經過する幹線に結ひ付くへき黑澤尻若くは花巻の枝線をして横手を經過せしむれへ足るのみ何の必要ありてか一枝線を横手に達せしむへしとの法文を楯として幹線を徒らに迂回せしむるに及ばむや
論者又曰く横手は一の都會なり宜しく鐵路をして此地を貫かむへしと然れども是れ亦た偏見なり試みに思へ鐵道は都會地の爲に布設するに在らず只當に殖産興業の利便を顧みるへきのみ故に鐵道をして其の効を全うせしめんか爲めには一大都會を一寒村落と化せしむること是れ

あらむこれ所謂自然の變遷にして昔より村落時ありて盛衰し都邑時ありて興廢するは數の免れざる所なり何物の迂濶漢か一都邑の盛衰に拘偏して國家百年の大計を忘るゝものぞ
 其他の反對論に至りてハ一も見るべきなし却つて横手線主張者の多くも淺舞線の利便に對しては一言たも加ふる能はざるものゝ如し

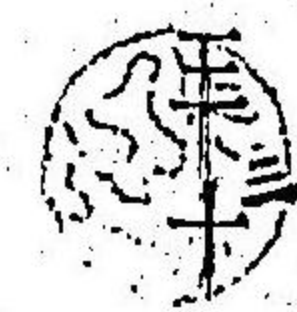
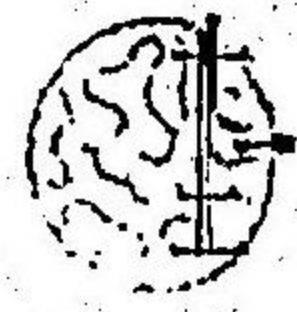
與道 淺舞線敷設意見書 終

淺舞村輸出入物貨概算表

物名	物貨輸入總計金額	物貨輸出總計金額
米	五〇四、〇〇〇	七〇四、〇〇〇
穀類五十物	八四一、〇〇〇	四九七、五〇〇
呉服太物古着	二七三、〇〇〇	一三一、八〇〇
鹽綿砂糖類	三八二、二〇〇	二六一、六一〇
銅鉄陶器類	一六三、〇〇〇	二八、〇〇〇
酒類茶煙草	一八六、〇〇〇	六三一、五七五
小間物紙類	二〇二、〇〇〇	九七、五〇〇
炭油竹木類	四四四、〇〇〇	二六六、〇〇〇
合計	二五九五、六〇〇	一八一〇、一六九五〇

10/35

明治二十五年十二月廿九日印刷
明治二十五年十月十日出版



編輯兼發行人

秋田縣平鹿郡淺舞村
淺舞三百十五番地
平民

土田弘敏

麴町區三番町九番地
小金梅吉方寄留

印刷人

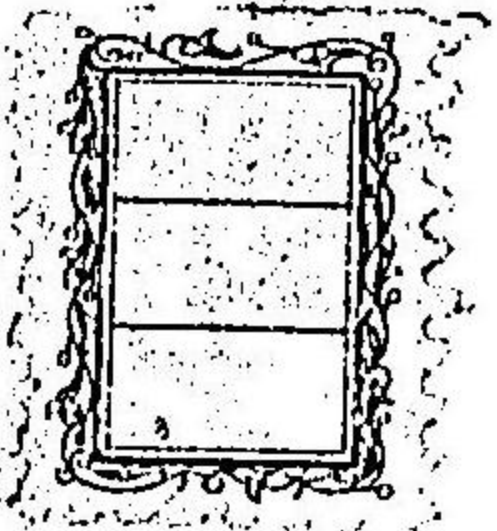
三島宇一郎

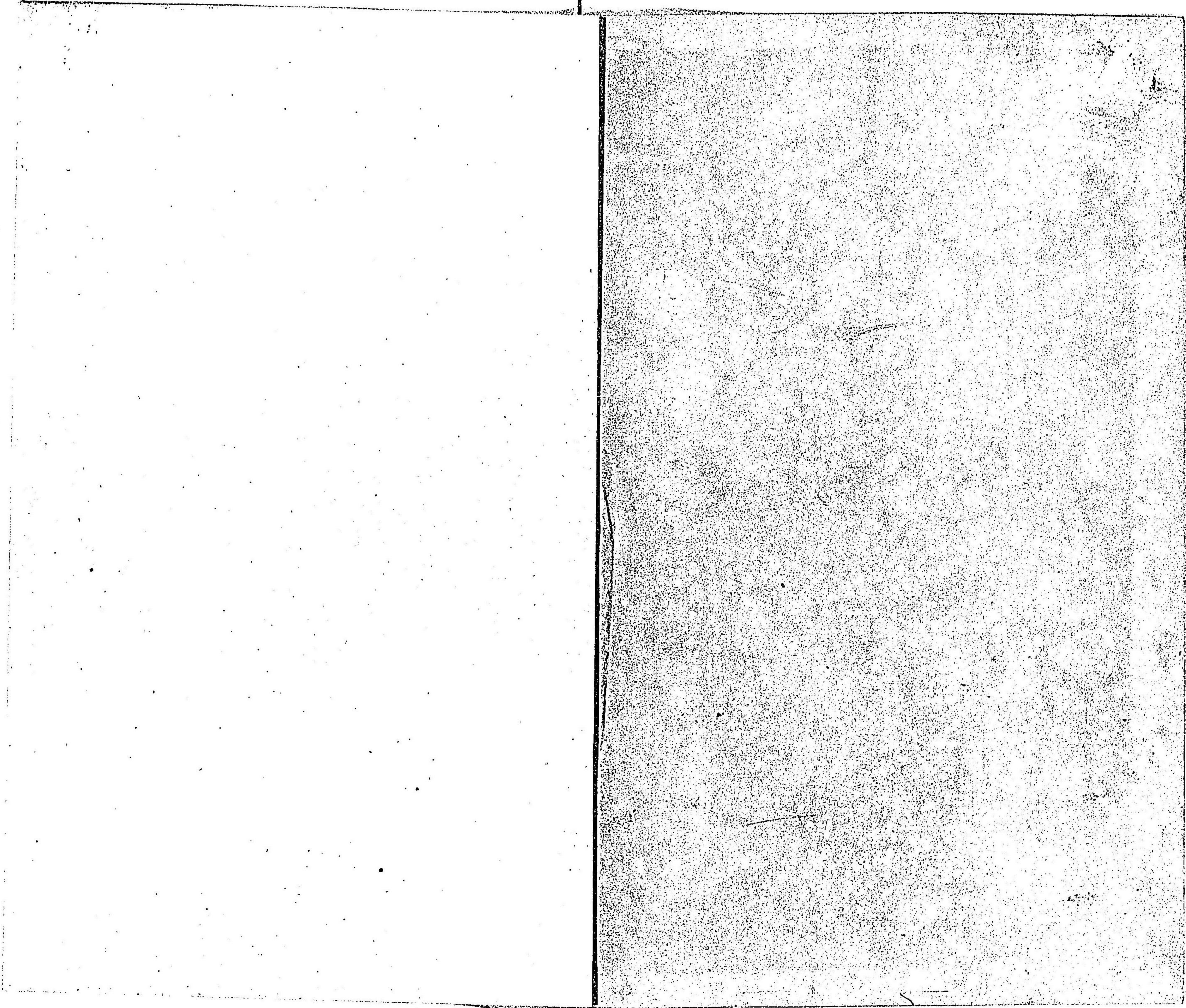
東京市神田區小川町
三十二番地

印刷所

弘文堂

東京市神田區小川町
三十二番地





法
61

